

岐阜県安全・安心まちづくり懇談会設置要綱

（目的）

第1条 県民が安全で安心して暮らせる、犯罪や事故のないまちづくりの推進に必要な施策について、地域で活躍するキーパーソンの方々に現場の視点から意見を聴くため、岐阜県安全・安心まちづくり懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（役割）

第2条 懇談会において、次の事項について意見を聴取する。

- 一 県民が安全で安心して暮らせる地域づくりの具体策に関すること。
- 二 地域の安全を守るための活動を行う住民組織の育成と支援に関すること。
- 三 安全・安心まちづくり推進事業の県民への広報に関すること。
- 四 岐阜県安全・安心まちづくり賞選考に係る意見に関すること。
- 五 その他地域の安全に関すること。

（組織）

第3条 懇談会は、委員15名以内で組織し、知事が選任する。

- 2 懇談会に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が委員の中から指名する。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（職務）

第5条 会長は、懇談会の進行を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（懇談会）

第6条 懇談会は、知事が招集する。

（関係者の出席等）

第7条 懇談会には、必要に応じて、委員以外の関係者の出席及び、意見を求める

ことができる。

(事務局)

第8条 懇談会の事務局は、岐阜県環境生活部県民生活課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営その他必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。